

産業廃棄物処分業許可証

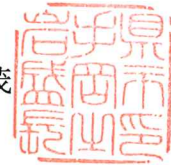
住所 宮城県仙台市泉区市名坂字御釜田145番地の3

氏名 株式会社アネスティ 代表取締役 永根 悦郎
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の許可を受けた者であることを証する

盛岡市長 内 館

茂



許可の年月日 令和 6年 4月28日

許可の有効年月日 令和11年 4月27日

1. 事業の範囲

中間処理(移動式破碎施設による破碎処理)

取扱う産業廃棄物

・がれき類(アスファルト廃材及びコンクリート廃材に限る。)

以下余白

2. 事業の用に供するすべての施設

・移動式破碎施設Ⅰ

ア 設置場所 排出事業場(駐機場:宮城県黒川郡大郷町川内字中別所3番)

イ 設置年月日 平成26年3月6日

ウ 処理能力 272t/日(34t/時間)

エ 設置許可年月日 平成26年3月4日

オ 設置許可番号 25盛廃第517-1号

・移動式破碎施設Ⅱ

ア 設置場所 排出事業場(駐機場:宮城県黒川郡大郷町川内字中別所3番)

イ 設置年月日 平成26年3月6日

ウ 処理能力 496t/日(62t/時間)

エ 設置許可年月日 平成26年3月4日

オ 設置許可番号 25盛廃第517-2号

以下余白

3. 許可の条件

移動式破碎施設による破碎処理を行う場合には次によること。

(1) 日曜日及びその他の休日は作業を行わないこと。

(2) 午後7時から翌日の午前7時までの間は作業を行わないこと。

(3) 敷地境界における騒音の大きさを85デシベル以下とすること。

(4) 敷地境界における振動の大きさを75デシベル以下とすること。

(5) 粉じんの発生を防止するため、散水等所要の措置を講ずること。

(6) コンクリート粉じんを原因とする強アルカリ排水の発生を防止するため、必要な

措置を講ずること。

以下余白

4. 許可の更新又は変更の状況

平成26年 4月28日 当初許可

(以下、裏面記載)

平成31年 4月28日 更新許可
令和 6年 4月28日 更新許可
令和 6年 7月31日 変更届出書受理（移動式破碎施設2機の駐機場所を変更したこと。）
以下余白

5. 規則第10条の4第7項の規定による許可証の提出の有無 無
以下余白